（適用範囲）
第３条　この規程は、会社が締結する調達契約であって、当該調達契約に係る契約制限価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の契約制限価格の総額、その期間の定めが12月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の契約制限価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は、１月当たりの予定賃借料又は１月当たりの特定役務の契約制限価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。
一　物品等の調達契約　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「国の特例政令」という。）第３条第１項に規定する財務大臣の定める額
二　特定役務のうち建設工事の調達契約　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第３条第１項に規定する総務大臣の定める額
三　特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額
四　特定役務のうち前二号以外の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額
２　前項の契約制限価格は、調達契約に関し単価についてその契約制限価格が定められる場合にあっては当該契約制限価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の契約制限価格の合計額とする。
３　この規程は、第１項ただし書きに定めるもののほか、会社の営利事業の遂行のために締結する調達契約であって、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものについては、適用しない。
一　民間企業等との競争下にある営利事業の遂行のために締結する調達契約であること。
二　当該調達契約を協定の定める手続に従って行うとした場合に、次のイ又はロに掲げる理由から、営利事業自体の遂行が事実上困難となること。
イ　営利事業の目的のために迅速に調達することが必要であること。
ロ　調達手続に関する公示（公告）をした場合、商業上の秘密が公開されて、商業上の利益が失われることとなること。
（競争参加者の資格に関する審査等）
第４条　総務・経理本部長は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、契約細則第４条に定める競争参加資格の審査については、随時に、しなければならない。
２　総務・経理本部長は、契約細則第４条の規定により一般競争に参加するのに必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに契約細則第５条に規定する申請の時期及び方法等について、官報により公示をしなければならない。
３　総務・経理本部長は、契約細則第４条の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に、指名競争に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。
４　総務・経理本部長は、契約細則第４条の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに契約細則第５条に規定する申請の時期及び方法等について、官報により公示をしなければならない。
５　総務・経理本部長は、第２項又は前項の公示において、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
一　調達をする物品等又は特定役務の種類
二　契約細則第４条に規定する資格の有効期間及び当該期間の更新手続
（一般競争の公告）
第５条　契約責任者（契約規程第３条第１項第１号に規定する契約責任者をいう。以下同じ。）が特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、その入札の期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上40日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）に官報により公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。
２　契約責任者は、入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。
（一般競争について公告をする事項）
第６条　前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。
一　競争入札に付する事項
二　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
三　契約条項を示す場所
四　競争執行の場所及び日時
五　入札保証金に関する事項
六　一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
七　契約細則第10条の規定による申請の時期及び場所
八　第10条に規定する文書の交付に関する事項
九　落札者の決定の方法
２　契約責任者は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。
３　契約責任者は、第１項の公告において、当該社員の氏名及びその所属する部局の名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により記載するものとする。
一　調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
二　入札期日又は契約細則第10条の規定による申請の時期
三　契約責任者の氏名及びその所属する部局の名称
（指名競争の公示等）
第７条　契約責任者は、特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、第５条第１項の規定の例により、公示をしなければならない。
２　前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公告をするものとされている事項のほか、契約細則第29条第１項の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件についてもするものとする。
３　前項の基準により指名される競争参加者に対しては、前条第１項第１号及び第３号から第５号までに掲げる事項を第１項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知するものとする。
４　前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。
一　一連の調達契約にあっては、前条第１項第六号に掲げる事項
二　契約の手続において使用する言語